

平成 30 年 10 月 16 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(T E L 03-6841-0809)

株式会社青森テレビに対する訂正報道の請求並びに
放送法遵守の通知に関するお知らせ

当社は、株式会社青森テレビに対し、放送法第 9 条に規定された訂正報道の請求を行うとともに、放送法第 4 条及び第 9 条を遵守するよう通知を行いました。

まず、これまでの経過の概要について、記載いたします。ねぶた祭り期間中の当社駐車場に関し、青森テレビが行った誤った報道に対し、当社は、

① 平成 30 年 8 月 20 日付け、同社『代表取締役宛て』に「訂正報道の申し入れ」を行いました（詳しくは 8 月 21 日当社リリースをご参照ください）。

→これに対し、いまだ同社による訂正報道はなされておられません。

② 平成 30 年 9 月 4 日付、同社『取締役会宛て』に「訂正報道の申し入れ」を行いました（詳しくは 9 月 4 日当社リリースをご参照ください）。

→これに対し、いまだ同社による訂正報道はなされておられません。

③ 平成 30 年 9 月 20 日付、同社『監査役宛て』に同社の「代表取締役及び取締役の職務執行について法令定款違反がなかったかについての監査申し入れ」を行いました。（詳しくは 9 月 20 日付け当社リリースをご参照ください）。

→これに対し、株式会社青森テレビの監査役 2 名より当社コールセンターの録音提供の依頼があったのみで、監査実施の有無、時期等については明確な回答はありませんでしたので不明です。なお、同社監査役 2 名からありました当社コールセンターの録音データ提供の依頼について、当社は遅滞なくそのデータの提供を既に行っております。

これまで当社が明らかにした事実は、

- ① 駐車料金の決定権限は当社にはない。
- ② 駐車場の売上は当社に帰属しない。
- ③ 当該駐車場の運営は業務委託契約によってなされ、当社は受託者である。
- ④ 取材がなされないままに報道された。

ということです。

ところで、放送法には、下記のように規定されております。

第4条の3 「報道は事実をまげないですること」

第9条 「放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から三箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が事実でないかどうかを調査して、その事実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。」

今回、当社は、この法律に従い、株式会社青森テレビに対し、あらためて放送法第9条にのっとり訂正報道の請求を行いました。

当社は、株式会社青森テレビの「ぼったくり駐車場」「駐車料金の決定権限が当社にあるかのようにとられる報道」「駐車料金の売上が当社に入るかのように取られる報道」という真実とは異なる報道により、あたかも犯罪者であるかのようなレッテルを貼られ、大きな人権侵害を受けました。

これにより、当社コールセンター及び関連部署の従業員は、電話やメールで、根拠のない誹謗中傷を多数受けました。また、当社のある株主様から、当社に対して、「当該報道の情報を判断基準として、持ち株を売却する」との連絡があり、その後の当社調査により実際に売却されたことがおおむね判明しております。

上記事実から、株式会社青森テレビの間違った報道によって、通知人、通知人の役職員及び通知人の株主等の人権や財産権が侵害されたとも言えますし、上記事実は、金融商品取引法第158条に規定される「風説の流布」に該当する可能性もあるのではないかと考えております。加えて、同業他社に、当社に対するネガティブな発言をさせた上で、それを報道したことは、不正競争防止法第2条に規定される「風説の流布」に該当する懸念すらあると考えております。

このような状況に鑑み、当社は、株式会社青森テレビに対し、既に二度にわたり訂正報道の申し入れを行って参りましたが、同社はいまだ訂正報道を行っておらず、これは、「放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が事実でないかどうかを調査」することを怠り、明らかに放送法に違反していると言わざるを得ません。

したがって、今回は、当社顧問弁護士を通じ、同社の代表取締役宛てに放送法遵守の通知も行いました。また、株式会社青森テレビが行う訂正報道については、放送法第9条に定める『その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送』を求めました。加えて、訂正報道を行う場合、その放送日時及びその方法を当社へ事前連絡することを求めました。

株主様をはじめとしたステークホルダーの皆さまへは事前に放送日の日時を当社リリースによってご報告申し上げます。

なお、訂正報道が行われた際には、青森テレビを視聴できない地域の皆様には、当社ホームページにて青森テレビの訂正報道の動画を配信することを考えております。

以上

ご参考：過去のリリースタイトル

平成 30 年 09 月 20 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告その 2)

平成 30 年 09 月 04 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告)

平成 30 年 08 月 21 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて

平成 30 年 08 月 14 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場について

平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場における事前告知及び
期間中の料金案内について

平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中における
青森市安方第 5 駐車場利用者集計について

平成 30 年 08 月 10 日：ねぶた祭り期間中における
駐車場料金に関する報道について(一部修正)